

足立区議会議長 た だ 太 郎 様

足立区議会議員 1 番 市 川 おさと 印

一 般 質 問 通 告 書

今定例会に下記要旨の一般質問を行いたいのので、会議規則第59条第2項の規定により質問通告書を提出します。

記

行 政 区 分	質 問 の 要 旨
1 政策経営行政	◎人口減少・少子高齢化を踏まえた区の対応について わが国では、人口減少と少子高齢化が、かつてないスピードで進行している。 総務省の推計によれば、2060年には総人口が8,700万人程度にまで減少し、そのうち約4割が65歳以上になると見込まれている。 この構造変化は、年金・医療・介護といった社会保障制度の持続可能性に直結する重大な課題だ。 こうした中、政府は、多額の金融資産を保有する高齢者などにも、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の応分の負担を求める方針を示している。 現役世代の負担を軽減するためにも、資産に応じた負担を求めることには、合理性があると考ええる。 現状では、社会保険料は主に賃金に対して課されるため、上場株式の配当などで生活している方が源泉分離課税を選択した場合には、保険料負担が発生しない。 この構造は、資産を多く持つ層と現役労働世代との間で負担の公平性を欠く要因となっている。 マイナンバーと金融機関口座の紐づけを義務化すれば、例えば経済対策として現金給付を行う場合にも、迅速かつ低コストで実施できるようになる。 新型コロナウイルス感染症の際には、給付金支給に時間がかかり、かつ自治体に過大な業務が担わされ、多大な間接コストが発生したことが大きな課題となったが、こうした制度整備はその教訓を踏まえた改善策とも言える。 そこで問う。 ○国民健康保険や後期高齢者医療の運営者、または窓口として、区は
	9月9日 午前・午後11時00分受付 質問時間20分

	1 番 市 川 おさと
行 政 区 分	質 問 の 要 旨
2 区民行政	こうした政府の動きをどのように評価しているのか。 ○また、前提となるマイナンバーカードと金融機関口座の紐づけについて、現状と課題をどのように認識しているのか。 1 多様な主体が地域社会の担い手として活動できる仕組みづくりについて 近年、地域社会が抱える課題は、防犯・防災、高齢者や子どもの見守り、孤立防止、環境美化など、多岐にわたり、かつ複雑化している。一方で、町会・自治会の加入率は全国的に減少傾向にあり、足立区においても例外ではない。 地域の担い手不足は、地域力の低下や災害時の対応力低下にも直結する深刻な問題だ。 こうした状況に対応するためには、町会・自治会だけでなく、NPO やボランティア団体、企業、学校、医療機関など、多様な主体が持つ専門性や活力を地域活動に活かすことが不可欠だ。 例えば、企業が持つ物流や情報発信のノウハウ、NPO が持つ福祉や教育の専門性などを地域課題解決に結びつけることができる。 令和 6 年の地方自治法改正により、指定地域共同活動団体制度が創設された。 これは、地域課題の解決に向けて活動する団体を自治体が指定し、行政と連携して事業を進めることを可能にする制度だ。 そこで問う。 ○区民との協働・協創を重視してきた足立区だからこそ、この制度を積極的に活用し、区が調整役となって、多様な主体が地域活動の担い手として活躍できる仕組みを構築すべきと考えるが、どうか。
3 衛生行政	2 ペットの糞放置問題について 令和 5 年度のデータによれば、区内の犬の登録件数は 2 万 6,800 頭にのぼる。 猫については調査がないが、犬よりもかなり多いと見られる。 ペットは家族の一員として大切にされる一方で、糞の放置や鳴き声など、飼い主のマナーに関する苦情も少なくない。 特に糞の放置は、衛生面や景観の悪化だけでなく、地域住民の不快感やトラブルの原因にもなる。 一部の飼い主によるものとはいえ、タバコのポイ捨てと同様、繰り返し行われているケースもあり、現行の啓発や巡回だけでは十分な抑止効果が得られていないのが現状だ。

	1 番 市 川 おさと
行 政 区 分	質 問 の 要 旨
4 危機管理行政	そこで問う。 ○区への糞放置に関する苦情件数の推移はどうなっているのか。 また、現状どのような対応を行っているのか。 ○加えて、防犯カメラの近くに啓発プレートを設置し、「見られている」という意識を持たせることで抑止効果を高めるべきと考えるが、どうか。 3 災害時の在宅避難について 首都直下地震などの大規模災害が発生した場合、避難所の収容能力が不足することは明らかだ。 足立区の人口規模に対して、避難所の定員は限られており、全員が避難所に入れるわけではない。 そのため、自宅で安全を確保する「在宅避難」の重要性が増している。 在宅避難を可能にするためには、住宅の耐震化や家具の転倒防止といった事前対策が不可欠だ。 また、在宅避難者への物資供給や安否確認の仕組みも必要だ。 特に障害者や高齢者の中には、集団生活に馴染みにくく、在宅避難を望む方も少なくない。 在宅避難者の支援は、区職員だけでは到底まかなえない。 地域のつながりを活かした支援体制の構築が不可欠だ。 そこで問う。 ○住宅の耐震化や家具転倒防止の現状はどうなっているのか。 ○在宅避難者への支援のあり方について、区はどのように考えているのか。 ○また、家庭や職場などで、区がある程度のマニュアルを作成し、在宅避難訓練をしてもらってはどうか。在宅避難の課題を区民と共有することになり、区の施策の方向性とも一致すると考えるが、どうか。
5 政策経営行政	4 区内大学の将来展望と経営安定性について 2028 年「23 区規制」解除と経営リスクへの備え 足立区内には、東京藝術大学千住キャンパス、東京未来大学、文教大学東京あだちキャンパス、帝京科学大学千住キャンパス、東京電機大学東京千住キャンパス、放送大学東京足立学習センターと、6 つの大学がある。 これらの大学は、区の文化・産業・人材育成に大きく貢献し、地域の活力を支えてきた。しかし、全国的には少子化による 18 歳人口の減

	1 番 市 川 おさと
行 政 区 分	質 問 の 要 旨
	少が加速している。文部科学省の推計では、18 歳人口は 1992 年の約 205 万人から 2024 年には約 110 万人、2040 年には約 88 万人まで減少すると見込まれている。 この構造的減少は、大学間の学生獲得競争を激化させ、特に都市部の小規模大学や特色の弱い学部にとって経営リスクを高めている。 東京 23 区内の大学については、2018 年度から「特定地域内学部収容定員の増加の抑制」、いわゆる「23 区規制」が導入され、学部・学科の新設や定員増が原則として認められない状況が続いてきた。 この規制は、地方大学の振興と地方創生を目的に、東京への人口集中に歯止めをかけるための時限措置として設けられたもので、期間は 10 年間だ。 そして 2028 年 3 月末をもって、この規制は解除される。 規制解除後は、23 区内でも学部・学科の新設や定員増が可能となり、他区や近郊の大学が積極的に動くことが予想される。 先の予算特別委員会で法政大学の市ヶ谷キャンパス拡充構想の話をしたが、これも規制解除を見据えたものだ。また東京未来大学は中期目標のなかで、規制解除がされる 2028 年度に向けた学部学科等改組の準備・検討を行うと明記している。 東京都の試算では、解除後 5 年間で 23 区内の大学定員が最大 1 万人規模で増加する可能性があるとされている。 これは、足立区内の大学にとっても、学生獲得競争の激化という形で直接的な影響を及ぼす可能性がある。 一方で、規制解除は地域振興のチャンスにもなり得る。 成長分野の学部誘致、大学と地域の共創拠点化、留学生受け入れの拡大など、区の産業構造や政策課題とリンクさせた戦略的な取り組みが可能だ。 例えば、港区や文京区では、大学と連携したスタートアップ支援拠点や国際研究センターの整備が進められている。 しかし、こうした前向きな可能性と同時に、経営リスクにも目を向けなければならない。近年、全国では私立大学の経営不振が顕在化し、自治体に公立化を求める事例が増えている。 千葉県銚子市の千葉科学大学では、経営悪化により運営法人が市に対して公立化を要請した。 過去 10 年ほどで少なくとも 11 の私立大学が公立化に転じているが、公立化は授業料引き下げやブランド力向上といったメリットがある一方で、自治体にとっては運営費や施設維持費などの恒常的な財政負担が発生する。

	1 番 市 川 おさと
行 政 区 分	質 問 の 要 旨
6 教育指導行政	さらに、地域ニーズに合わない学部構成や、学生の地域定着が進まない場合には、単なる延命策に終わるリスクも指摘されている。 足立区においても、こうした事態が起こったら大変だ。 特に規制解除後は、他大学との競争激化により、規模の小さい大学や特色の弱い学部が経営難に陥る可能性がある。 その際、大学側から公立化や財政支援の要請があった場合、区としてどう対応するのか、あらかじめ方針を持っておく必要があるのではないか。 そこで問う。 ○現在、区内大学とのどのように協働しているのか。今後の方向性も併せて示せ。 ○区は、区内大学の経営状況や入学定員充足率などを把握しているのか。現状、どのように評価しているのか。 ○仮に経営不振に陥った大学から公立化の要請があった場合、区としてどのような判断基準・方針を持って臨むのか。 ○規制解除を好機と捉え、成長分野の学部誘致、大学と地域の協働拠点化、学生の地域定着策、留学生支援、多大学連携による「大学のまち足立」ブランド化など、攻めの施策について、どう考えるのか。現在の施策と併せて示せ。 ◎人権施策について 1 子どもの性的被害・障害者被害防止について 子どもや障害者といった弱い立場の方々を、自らの欲望のはけ口とする卑劣な行為は、断じて許されない。 こうした行為は、被害者の心身に深刻な影響を与え、その後の人生にも長く影を落とす。最近でも、名古屋市などの現役小学校教師らが勤務先の女子児童を盗撮し、SNS 上のグループチャットで画像を共有していたという、前代未聞の性加害事件が発覚し、世間を驚倒させ、強い怒りを呼んでいる。 この手の犯罪は、発覚したときには被害が相当広範囲に広がっている。 また、わたしは以前から足立区に関係する同種の事件について、何度か取り上げている。

	1 番 市 川 おさと
行 政 区 分	質 問 の 要 旨
	子ども同様、障害者も被害にあいやすい。 障害者が電車利用する際、かつては構内放送されていた。しかし、その放送で障害者利用がわかると、後をつけて性犯罪をたくらむ悪党が現れ、現在では構内放送をやめている鉄道事業者が多くなっている。 わたしは議員で、ここは議会であるから、どのような取り組みをしているのか、これからどう取り組んでいくのか、と聞くしかない。 しかし、いちばん大切なのは、怒りだ。弱い立場の子どもや障害者を、自分の欲望のはけ口としか考えていない、卑劣なものへの強い怒りだ。ふざけるなよ、と。ふざけたことするんじゃないぞ、という怒りだ。妙なことしやがったら、ただおかねえぞ、と。 ○強い怒りを、まずは表明してもらいたい。 ○区としては、同種の事件発生防止の為、どのような具体的な取り組みをしてるのか。研修や採用時の適性確認にとどまらず、保護者や地域との情報共有体制についてなど、今後の検討も含め、回答してもらいたい。 横浜市は学校に防犯カメラならぬ「隠しカメラを探知する装置」を導入し、希望する学校に貸し出すという。一つ2万円程度だ。 機器自体は小型で、アンテナで気になる場所を調査し、盗撮カメラから出る電波を察知するとメーターが赤色に点灯するものだ。 さらにその場所を発見器のファインダーを通して見てみると、隠しカメラのレンズが赤く光る。学校だけではなく、従業員の安全を守るために購入する企業も増えているとのことだ。 ○足立区でも、学校に限らず同じ取り組みをするべきだと考えるが、どうか。 2 インクルーシブ教育について 国連の障害者権利委員会は、日本の特別支援教育が、障害のある子どもとない子どもを分ける「分離教育」を助長していると指摘している。 2022 年 9 月の勧告では、特別支援学校や特別支援学級への在籍を前提とする現行制度を見直し、可能な限り普通学級で共に学ぶ「インクルーシブ教育」を推進するよう求めた。 一方で、国内では保護者から「うちの子には特別支援教育が適している」という声も多く、文部科学省も「障害のある子どもとない子ども

	1 番 市 川 おさと
行 政 区 分	質 問 の 要 旨
7 衛生行政	が可能な限り共に過ごせる条件整備」と「一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場の整備」を両輪として進める方針を示している。実際、特別支援教育は教員配置が手厚く、きめ細かな指導が可能であるため、少子化の中でも在籍児童・生徒数は増加傾向にある。しかし、国連が問題視しているのは、特別支援教育の体制を充実させればさせるほど、インクルーシブ教育から遠ざかるという構造だ。学校での学びは限られた年数だが、そこで築いた友人関係や地域社会とのつながりは一生続く場合もある。障害の有無にかかわらず共に学ぶ経験は、地域全体の理解を深め、将来の共生社会の基盤となる。私は、直ちに特別支援教育を廃止すべきとは考えていない。しかし、公的支援が分離教育に手厚く、行政資源がそちらに集中している現状は、見直しが必要だと考える。 ○区として、分離教育とインクルーシブ教育のバランスを見直し、10年後を見据えた教育環境のビジョンを描いていくべきと考えるが、どうか。 現在、足立区では、一般の学校、学級に通う支援が必要な児童生徒に対しても人的支援などを提供している。ところが、区が小学校入学予定者に配布している「就学相談のごあんない」では、特別支援学校を始めとした狭義の特別支援教育のみを紹介している。インクルーシブ教育の用意があるのに、あえて紹介していないように見える。 ○「就学相談のごあんない」の内容を見直し、一般の学級という選択肢があることを明示するべきだと考えるが、どうか。 3 旧優生保護法被害者救済について 2024 年 10 月、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」が施行された。この法律に基づき、被害者本人には 1,500 万円、配偶者には 500 万円、中絶手術を受けた方には 200 万円の一時金が支給される。申請期限は 2032 年 1 月 16 日だ。旧優生保護法は、1948 年から 1996 年まで施行され、障害や病気を理由に本人の同意なく不妊手術が行われた事例が多数存在する。国は謝罪し、補償制度を設けたが、申請は都道府県が窓口となっており、被害者が制度を知らないまま申請期限を迎える恐れがある。

	1 番 市 川 おさと
行 政 区 分	質 問 の 要 旨
8 総務行政	都道府県の事務とはいえ、住民に最も身近な行政である足立区が何の対応もしないのは適切ではない。 兵庫県明石市では、市独自に条例を制定し、被害者と配偶者にそれぞれ 300 万円を支給している。 こうした事例は、自治体が主体的に被害者を把握し、救済に取り組む姿勢を示すものだ。 ○足立区における被害者の数や申請数など、区は把握しているのか。 ○足立区においても、郵送物にチラシを同封するなど、救済制度の周知を積極的に行うべきと考えるが、どうか。 4 北朝鮮拉致問題について 北朝鮮による日本人拉致問題は、2002 年 10 月に拉致被害者 5 名が帰国してから 23 年が経過しても、いまだ解決には至っていない。 被害者やその家族の高齢化が進み、時間との闘いとなっている。 今年 5 月、拉致被害者の一人である蓮池薫さんが新刊を出版し、これまで公に語らなかった事実を明らかにした。岩波新書の『日本人拉致』だ。 蓮池さんは、2002 年の帰国以降、日本政府や家族会には証言を伝えてきた一方で、公表は控えてきた。 しかし、未帰国被害者の親世代がほとんど亡くなり、もはや隠すべきことはないとして、国民世論に訴えるために事実を公表したと述べている。 特に、北朝鮮が横田めぐみさんや田口八重子さんら 8 人を「死亡」と発表した件について、蓮池さんは「矛盾が多く、裏付けもなく、到底納得できない」と強調している。 また、蓮池さんを拉致した実行犯チェ・スン Chol は、西新井事件の主犯でもあり、足立区とも無関係ではない。新刊の中では、チェに関する記述も多くなっている。 拉致問題は、国家主権と人権の重大な侵害であり、風化させてはならない課題だ。 区としても、啓発事業や学校教育を通じて若い世代に正しい知識と問題意識を伝えることが重要だ。 ○区は、拉致問題の啓発や若年層への教育的アプローチを、今後どのように推進していくのか。